

玉城町告示 29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年2月28日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
妙法寺
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和4年2月28日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 2経営体
個人 2経営体
集落営農（任意組織） 0組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
現在、中間管理機構を通さず担い手に預けている農地が多く、中間管理機構の利用は2haのみと活用が少ないが、今後は農地の集約化のため更新の際等には農地中間管理機構を活用し、担い手の作業効率化を目指す。
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・農地の集約化のため、所有者が協力して担い手に預けていく。
 - ・地区内の農地利用は中心経営体である4経営体が担うが、高齢化等により担い手が不足する場合には、他の認定農業者や認定新規就農者の受け入れの促進を検討していく。
 - ・農業経営の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の排水路の整備や水田の大区画化等の基盤整備に取り組む。